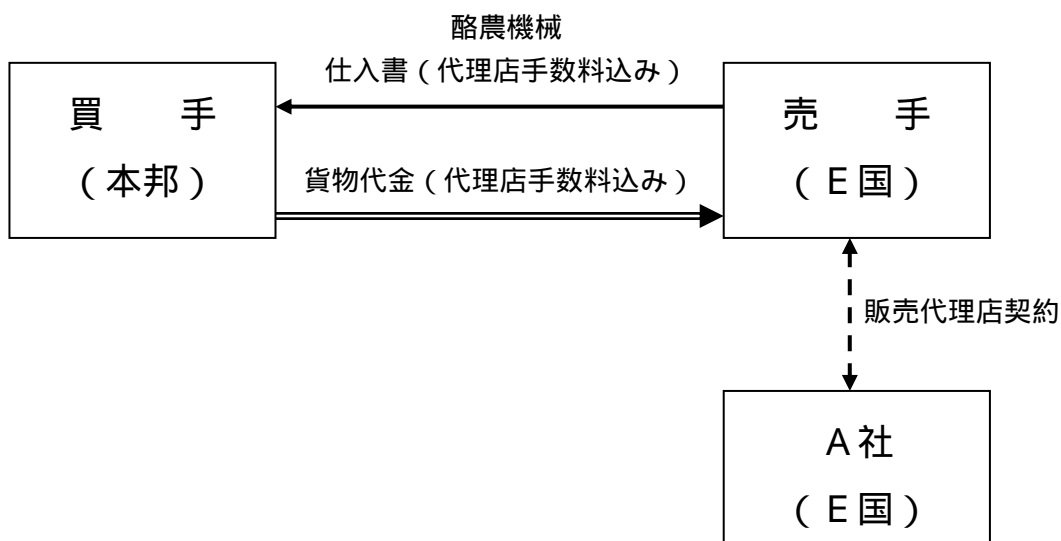


15. 売手に支払う販売代理店手数料



【照会要旨】

当社（買手）は、E国所在の売手から酪農機械を購入（輸入）します。

売手は、E国所在の輸入貨物の製造者であるA社の販売代理店であり、当社と売手は、当社が売手から輸入貨物を購入する場合には、輸入貨物の代金に加えて、販売代理店手数料を支払うことに合意しています。

今般、売手から当社宛てに送付された仕入書には、輸入貨物の代金のほか、売手の販売代理店手数料が明記されており、当社は、これらの総額（仕入書価格の総額）を売手に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う販売代理店手数料は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う販売代理店手数料は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものと認められますので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う販売代理店手数料は、貴社と売手との合意に基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですので、輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法基本通達4-2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)